

令和 2 年度 観光客受入施設整備促進補助金

評価表 NO.

59

所管部課名	観光・シティセールス課		担当者	米山 隼人				
事務事業名	観光地域づくり支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和2年度 予算額	4,000 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	4,000 千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	観光客の受入人数		前年度増		令和7年度			
成果指標②								
補助対象者	観光事業者（川内地域の一部を除く）							
補助対象経費	宿泊施設及び観光誘客施設の新設又は改修経費							
補助対象事業・活動の内容	(1)民宿、旅館、ホテル、土産品店、飲食業等の家屋の建築、購入、増改築及び改修 (2)観光業の用に供するための設備等の整備							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	20万円以上の事業で、事業費の50パーセントとし、最高限度額を100万円（令和2年度まで甑島地域の宿泊施設に限り最高限度額を300万円）							
上記項目の積算方法								
補助を 受ける 3年事業 の決算 状況 等の	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	6,614,800	57.0%	20,240,000	91.0%	3,959,500	54.1%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	6,614,800	57.0%	20,240,000	91.0%	3,959,500	54.1%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	5,000,000	43.0%	2,000,000	9.0%	3,362,500	45.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	11,614,800	100.0%	22,240,000	100.0%	7,322,000	100.0%	
	支出	事業費	11,614,800	100.0%	22,240,000	100.0%	7,322,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計	11,614,800	100.0%	22,240,000	100.0%	7,322,000	100.0%		
支出計/前年度支出計			191.5%		32.9%			
自己資金/前年度自己資金			306.0%		19.6%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	5		2		3			
成果指標の推移①	329,064		340,569		268,225			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成29年度評価「現状のまま継続」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設又は改修した施設の補助制度利用後のフォローアップをされたい。 ・市全体の宿泊者数だけでは成果が見えないため指標の追加を検討されたい。 <p>【前回評価への回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討の結果、利用者数が事業指標として適当と考えられる。 <p>【事業のPR方法】支所及び商工会等を通じ周知</p> <p>【費用対効果】島を訪れる人の満足度向上に繋がっている。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	観光振興による地域振興及び活性により、市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	観光・特産品の開発・販売による地域雇用の拡大と所得の向上を図っており、市内外へのPRと併せて観光案内の充実が必要で、補助は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	旅行者及び地域住民の多様なニーズに合致しており、目標の達成のため観光振興が図れる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	旅行者及び地域住民の多様なニーズに対応するために、行政が行うより専属の組織が行うほうが効率よく、適切である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	旅行業者が行う団体旅行や、旅行エージェントを招聘しモニタリングした結果を基に制度設計しているため、効果的な手段と考える。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	交付要領に補助対象経費を規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>≪今後の改革の方向性≫</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実</p> <p><input type="checkbox"/>移管・統廃合</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/>休止・廃止</p>	外部評価結果	<p>≪視点別評価≫</p> <p>公益性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>必要性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>有効性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p>
	<p>≪上記方向の理由≫</p> <p>実績件数が少なかったことと、甑大橋開通を一区切りとし、縮小していくこととしたい。</p>		<p>≪今後の改革の方向性≫</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実</p> <p><input type="checkbox"/>移管・統廃合</p> <p><input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/>休止・廃止</p>
	<p>≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫</p> <p>制度ルールの見直しを行い、チェック体制を強化する必要がある。</p>		<p>≪まとめ≫</p>

観光客受入施設整備促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）及び薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき実施する、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる観光客受入施設整備促進補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、申請者が次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 市内に宿泊施設又は観光誘客施設を有する民間の企業又は個人事業主であること
- (2) 旅行会社等と斡旋契約等をしている、又は契約等の予定があるものであること
- (3) 市税等の滞納者でないこと

(補助金の交付対象地域)

第3条 補助金の交付対象地域は、次の各号に定める地域とする。

- (1) 本土地域 川内地域の一部、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町（川内地域の対象地域は、平佐東、水引、峰山、滄浪、寄田、八幡、城上、吉川、陽成、湯田、西方とし、隈之城、川内、平佐西、可愛、亀山、育英、永利、高来を除く。）
- (2) 甌島地域 里町、上甌町、下甌町、鹿島町

(補助金の額)

第4条 補助金の額は対象となる事業費の50パーセントとし、最高限度額を100万円とする。

ただし、甌島地域の宿泊施設に限り平成32年度までの特例として次の各号のとおり制度拡充する。

- (1) 甌島地域に立地する宿泊施設の利便性の向上及び老朽化対策等の施設整備を行う場合に限り補助金の額を事業費の50パーセントとし、最高限度額を300万円とする。
- (2) 本補助金の額は、補助金交付決定通知の金額を交付の上限とする。
- (3) 過去に本制度を利用し補助を受けた者は、補助額が300万円に達するまで補助を受けることが出来る。申請の回数は1事業者3回までとする。
- (4) 本補助金を受けた者は、甌島地域宿泊施設整備補助金の補助限度額から本補助金の交付額を控除する。

(補助対象経費)

第5条 補助金は、次に掲げる事業のうち、20万円以上のものとする。

- (1) 民宿、旅館、ホテル、土産店、飲食業等の家屋の建築、購入、増改築及び改修（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の用に供する設備を有する施設を除く。）
- (2) 観光業の用に供するための設備等の整備
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の事業に着手する前に、規則に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、市長に提

出しなければならない。

申請者の区分	必 要 書 類
1. 企業	① 登記事項証明書 ② 印鑑証明書 ③ 滞納のない証明書 ④ 定款又はこれらに類するもの ⑤ 交付申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、その他これらに準ずる書類 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
2. 個人事業主	① 住民票謄本 ② 印鑑証明書 ③ 滞納のない証明書 ④ 所得証明書 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
3. 共通	旅行会社等との斡旋契約書等の写し

(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業者が補助金の交付を受けた日から5年以内に業務を休止し、又は変更し、目的を達成しないと認めたとき
- (2) 市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき

2 前項の規定にかかわらず、市長は補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認める場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(実績報告)

第9条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業等の公益性、必要性、効果等について補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
- (3) 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の交付を受けた日から5年間、事業に関する報告を求め、又は書類を提出させることができる

(効果の測定)

第10条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、観光客の受入人数によって測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 11 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。